

地 域 再 生 計 画

1．地域再生計画の名称

都留市「若あゆ育む清流」再生計画

2．地域再生計画の作成主体の名称

都留市

3．地域再生計画の区域

都留市の全域

4．地域再生計画の目標

都留市は、山梨県の東部に位置し、人口 33,217 人(平成 17 年 4 月 1 日現在)、面積 161.58 k m²で、周囲を標高 1,785m の三つ峠をはじめとする 1,000m 級の山岳に囲まれ、その地形は複雑で変化に富んでいる。市の総面積の約 90% は標高 500m 以上の急峻な山岳丘陵で多様な動物の生息に適した条件を備えているが、耕地や住宅地などの平坦地は 10% 程度となっている。市域には清流が多く、水鳥や水生昆虫が多く生息し、山岳からの湧水は、農業用水として多く利用されている。市域を貫く 1 級河川の桂川は、古くは鮎川と呼ばれ、あゆ釣りのメッカとして都心を中心に多くの釣り客を集め、その豊かな水は、市内 3 ヲ所で発電に利用されるほか、飲料水・灌漑用水・工業用水としても利用されてきた。この桂川に沿って、国道 139 号、富士急行線、中央自動車道が走り、市街地が形成され、都心から 90km の東京近郊圏域に位置する広域交通条件にも恵まれている。

しかし、近年生活様式の変化に伴い、公共水域の水質は悪化しており、清流を好むあゆの成長を妨げている。

また、戦国時代の城下町として発生した市街地は、古くから豊富な水資源を利用した絹織物や染色業が盛んで、一大織物産地として生産、流通の拠点として発展してきたが、近年は、繊維産業の衰退とともに織物工場が機械金属工場に置き換わり、主要な地場産業となっている。

このような背景の下、市では、豊かな自然と調和した快適な生活環境を創出する「快適な自然と共生するゆとりの生活環境」のまちづくりの一環として污水处理施設の整備に取り組んできた。平成 4 年に桂川流域下水道基本計画を作成し、平成 5 年から下水道事業を実施、その後浄化槽設置事業も併せて展開し、平成 16 年の生活排水クリーン処理率(污水处理人口普及率)は 37.0% にまで達した。現在、地域住民と行政が協働で地域の課題に取り組む「地域協働のまちづくり」に全市域をあげて取り組んでおり、市民の憩いの場となる公共水域や自然環境の象徴である湧水の水質保全に向けて、市と市民が一体となり活動に取り組んでいる。

このため、平成 16 年度に策定した「都留市都市計画マスタープラン」の〔自然と共生する環境都市〕づくりを目指して、污水处理施設のさらなる普及を進めるとともに、地域住民による河川、農業用水路等の清掃及び地域の美化活動や水生生物等による水質浄化などの取り組みを一体的に推進する。これにより市の貴重な財産である自然、生態系の保全と自然浄化機能の回復を図り、桂川を若あゆを育む清流として再生させる。

このような取り組みのなか、公共水域の水質を改善し、平成 8 年度に策定した第 4 次都留市長期総

合計画の、「時代の変化に即した地域産業の振興」に位置付けられ、平成 16 年 6 月に認定を受けた構造改革特別区域計画「つるアグリビジネス推進特区」に基づく、多様な法人の農業参入を可能とする農地の貸付事業、地域有機物質資源を活かした有機栽培農業等の農村振興事業とも連携し、都市と農村が共生する魅力ある地域づくりを図り、地域の活性化を目指す。

【数値目標】

生活排水クリーン処理率（汚水処理人口普及率）の向上（37.0%から 53.0%に向上させる。）

5. 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

都留市の汚水処理計画として、公共下水道・合併浄化槽をその両輪と位置づけし、公共下水道については、平成 5 年度から着手し北部地域（大月市境）の田野倉地区から随時整備を行ない、平成 13 年には、人口集中地区である上谷・田原地区を認可区域に加え、整備を行った。また、合併浄化槽については、平成 2 年度から一部区域において補助金制度を採用し、平成 12 年度からは、対象区域を下水道認可区域以外の区域と拡大し整備した。

しかし、生活様式の変化に伴い、公共水域の水質は十分に改善されないため、更なる下水道整備を行なうべく平成 16 年 12 月に下谷・つる・四日市場地区を新たに認可区域に加えた。また、浄化槽については、平成 16 年度に都留市生活排水処理状況調査を行ない、市内全域の生活排水処理状況を把握した。これを利用して、既存浄化槽の維持管理の指導を徹底し、流入する生活排水を適正に処理させる。

そして、地域住民による河川、農業用水路等の清掃及び地域の美化活動や水生生物等による水質浄化などの取り組みを一体的に推進する。

これらにより市の貴重な財産である自然、生態系の保全と自然浄化機能の回復が図られ公共水域の自然、生態系の保全と自然浄化機能の回復を図る。

また、構造改革特区、地域有機物質資源を活かした有機栽培農業等の農村振興事業とも連携し、地域資源・特長を活かした農都共生型の新しい複合産業と魅力ある地域づくりを進める。

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・公共下水道……平成 16 年 12 月に事業認可

[事業主体]

・いずれも都留市

[施設の種類]

・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

・公共下水道 下谷・つる・四日市場地区

・浄化槽（個人設置型） 下水道認可区域外の区域

[事業の期間]

いずれも平成 17 年度～平成 21 年度

[整備量]

- ・公共下水道 150～200 7,223 m
- ・浄化槽（個人設置型）

	H17	H18	H19	H20	H21	合計
5人槽	35	40	40	40	40	195基
7人槽	50	60	60	60	60	290基
10人槽	10	10	10	10	10	50基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

- ・公共下水道 下谷地区 651 人、つる地区 624 人、四日市場地区 147 人
- ・浄化槽（個人設置型） 下水道認可区域以外の区域 1,584 人

[事業費]

- ・公共下水道 事業費 444,800 千円（うち、交付金 222,400 千円）
単独事業費 184,639 千円
- ・浄化槽（個人設置型） 事業費 214,170 千円（うち、交付金 71,390 千円）
- 合計 事業費 658,970 千円（うち、交付金 293,790 千円）
単独事業費 184,639 千円

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置

該当無し

5 - 3 - 2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取り組み

地域住民による河川・農業用水路等の清掃……〔自然と共生する環境都市〕づくりを目指し各地域において年数回河川・農業用水路等の清掃及び地域の美化活動を行う。

戸沢和みの里整備計画の実施……体験工房・地元農産物直売所の開設。宿泊施設を活用した、都市住民等の滞在型体験農園の開設。

6 . 計画期間

平成 17 年度～平成 21 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、市役所内関係部署による会議において、施設整備進捗状況等について評価・検討を行う。

また、整備された汚水処理設備は、環境関連法令等を遵守し、環境保全に努めるとともに、事故及び緊急事態が発生した場合の対応を含め維持管理、水質検査等の適正管理を行う。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

構造改革特別区域計画「つるアグリビジネス推進特区」に基づく、多様な法人の農業参入を可能とする農地の貸付事業、地域有機物質資源を活かした有機栽培農業等の農村振興事業とも連携し、都市と農村が共生する魅力ある地域づくりを図り、地域の活性化を目指す。